



須 崎 市

【令和7年度】

固定資産税（償却資産）

申告の手引き

申告期限は
毎年**1月31日**です。

（土・日曜日の場合は翌平日）



【お問い合わせ】

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市 税務課 資産税係

TEL: 0889-42-1291

はじめに

平素から市税について格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有の償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。(地方税法第383条)

つきましてはこの「申告の手引き」をご参照の上、申告いただきますようお願いいたします。

目次

1 償却資産について	1	8. 固定資産税の課税について	6
1. 償却資産とは		(1)納税義務者	
2. 償却資産の種類及び資産例		(2)免税点	
3. 家屋と償却資産の区分について	2	(3)無申告又は虚偽の申告をされた場合	
2 償却資産の申告について	3	(4)償却資産の調査	
1. 申告していただく方		(5)5年間分のさかのぼり課税について	
2. 申告書等の提出期限		9. 申告にあたっての注意点	
3. 申告から納付書発送まで		3 固定資産税評価額等計算方法	7
4. 納付期限		◆税額	
5. 申告方法について		(※1) 課税標準額合計の求め方	
(1) 書類による申告		(※2) 償却資産の評価額・課税標準額の求め方	
(2) eLTAX による電子申告	4	4 減価残存率表	8
6. 申告の対象となる資産		平成21年度以降における耐用年数と償却 資産申告書等の取扱いについて	9
7. 国税との取扱いの違い	5	関連サイト	10

1 償却資産について

1.償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車の課税客体である原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。（地方税法第341条第4号）

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

2.償却資産の種類及び資産例

償却資産は、下表のように6種類に分類されます。

資産の種類		具体例						
1 構築物	構 築 物	看板（広告塔等）、舗装路面、駐車場（周壁がないもの）、緑化設備、庭園、門、塀、堀、側溝、煙突、焼却炉、鉄塔、鉄柱、トンネル、橋、ビニールハウスなど						
	建 物 付 属 設 備	<p>◆プレハブ等の建物で基礎がないもの</p> <p>◆建築設備のうちで家屋評価に含めない資産（自家発電設備、受変電設備、蓄電池設備、電話設備、厨房設備、移動・可動性間仕切り等）</p> <p>*テナント（賃借人）の方が取り付けした建物附属設備・内部造作等でテナントの方に所有権が留保されているものはテナントの方に申告義務が生じます。</p>						
2	機 械 及 び 装 置	各種製造・加工設備、印刷設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）、耕運機などの農機具（車両を除く）等						
3	船	漁船、貨物船、客船、砂利採掘船、遊覧船、ボート等						
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等						
5	車 両 及 び 運 搬 具	<p>大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）等</p> <p>※自動車税・軽自動車税が課税されるものを除く</p> <table border="1" data-bbox="1038 1601 1402 1751"> <tr> <td>長さ</td> <td>4.70 以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1.70 以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>2.80 以下</td> </tr> </table> <p>※大きさが上記の基準に該当し、最高速度が時速15km以下のものは、小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）とされ、固定資産税の対象とはなりません。</p>	長さ	4.70 以下	幅	1.70 以下	高さ	2.80 以下
長さ	4.70 以下							
幅	1.70 以下							
高さ	2.80 以下							
6	工 具、器 具 及 び 備 品	机、イス、ロッカー、応接セット、テレビ、ラジオ、音響機器、陳列棚及び陳列ケース、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、室内装飾品等、各種工具（測定、検査、切削、治具、型・鍛圧、打抜等）、家具、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器（ファクシミリ、LAN配線、パソコン、コピー機、レジスター等）、時計、測定機器、自動販売機、光学機器、看板及び広告器具、容器及び金庫、理・美容機器、医療機器、娯楽又はスポーツ器具及び興行用具等						

3.家屋と償却資産の区分について

家屋には、様々な附帯設備（電気設備、給排水設備、消化装置等）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋の所有者が所有する附帯設備で、家屋と構造上一体となって家屋自体の利便性を高めるものは家屋として取り扱い、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

詳細は下の表をご参照ください。（一般的な例示であり、この例示によらない場合もあります。）

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	電灯照明設備	屋外の照明設備（ネオンサイン、投光器等）	屋内一般照明器具
	中央監視制御	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線	屋内電灯配線
	受変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、配電機等	
給排水設備		屋外給水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備
給湯設備		局所式給湯設備（瞬間給湯器、貯湯槽等）	中央式給湯設備
ガス設備		特定の生産又は業務用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管
消火設備		ホース、ノズル、消火器、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用空調設備	家屋と一体の空調設備
運搬設備		ベルトコンベヤー、クレーン等	エレベーター等
通信放送設備		電話機、交換機、アンプ等	屋内配線
店舗・事業用造作設備		簡易間仕切り等容易に取り外し可能なもの	家屋と一体のもの
屋外駐車場設備		舗装路面、フェンス、機械式駐車場設備	
その他		看板、広告塔、門、塀、植栽、人工芝	

2 償却資産の申告について

1.申告していただく方

毎年1月1日現在で、須崎市において事業用の償却資産を所有している、または須崎市内の事業所に償却資産を賃貸している個人・法人の方です。

2.申告書等の提出期限

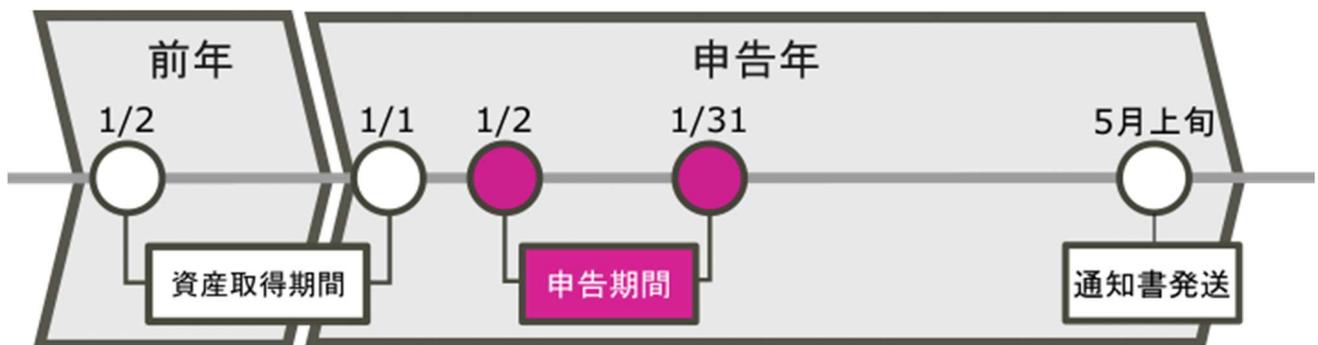
申告期限は**毎年1月31日**となっています。

(土・日曜日の場合は翌平日)

申告受付開始日は、毎年1月の最初の営業日からとなっております。

申告が遅れた場合、年度途中で税額を変更する場合がありますので、お早めにご提出下さい。

3.申告から納付書発送まで



4.納付期限

第1期 5月31日

第2期 7月31日

第3期 9月30日

第4期 11月30日

※各納付期限が土日祝日の場合は翌平日

5.申告方法について

(1) 書類による申告

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ 種類別明細書（減少資産用）

*複写の上側（提出用）を提出し、複写の下側（控用）は大切に保管してください。

郵送で提出される方で、申告書控用紙（受付印を押したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

*全国統一の様式の記入事項の全てを満たしている場合は独自の様式での申告ができます。

*須崎市役所の税務課に申告書の様式がありますので、ご連絡いただくか、市のホームページの様式からダウンロードして記入をお願いします。

(2) ^{エルタックス}eLTAXによる電子申告

地方税法の申告や届出が自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して行うことができるようになりました。是非ご活用下さい。

※償却資産の申告時には、増加・減少の明細書の添付をお願いいたします。

利用手続きについては eLTAX ホームページ等でご確認ください。

6.申告の対象となる資産

賦課期日（毎年1月1日）現在において、須崎市内に所有する事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も課税の対象となりますので、申告漏れの無いように注意してください。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業のように供している部分）
- (2) 簿外資産（耐用年数が経過したもの）
※平成19年4月1日以降、法人税・所得税では、1円（備忘価格）まで減価償却することが可能となりました。一方、固定資産税については、従前のおり、減価償却できるのは取得価額の5%までであり、除却されるまでは課税対象となります。
- (3) 一時的に未稼働・遊休の状態にある資産でも、いつでも稼働しうる状態にあるもの
- (4) 福利厚生に供するもの
- (5) 他から賃借している建物に施工した附属設備（建物・建物付属設備勘定で経理されているもの）
- (6) 割賦購入資産で、割賦金を完済していない資産であっても、すでに事業の用に供されている資産
- (7) 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
- (8) リース資産（ほかの事業所に貸し付けてある資産）
- (9) リース期間経過後所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産
- (10) 大型特殊自動車(登録の有無にかかわらず)
※ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両や、電話加入権・ソフトウェア等の無形減価償却資産は、課税の対象とはなりません。

※次に掲げる資産は課税の対象になりませんので

申告の必要はありません。

- 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- 無形減価償却資産(漁業権、営業権、商標権、特許権など)、繰延資産
- 耐用年数が1年未満の資産(使用可能期間が1年未満のもの)で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- 取得価額が10万円未満の資産で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法上又は所得税法の規定による所得の計算上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの

7. 国税との取扱いの違い

償却方法の違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
減価(償却)計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減価(償却)の方法	定率法のみ (原価率は、法人税の「旧定率法」 で思料する償却率と同様)	【平成19年3月31日以前取得】 「旧定率法」を適用(建物については旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 「定率法」を適用(建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 「定率法」「定額法」等の選択制度 (建物及び構築物・建物付属設備については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(※)	×	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
増加償却	○	○
陳腐化資産(耐用年数の短縮)	○	○
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価(一部合算も可)
中小企業者等の少額 減価償却資産の特例 (下部表内 ③)	課税対象	損金算入可能 (租税特別措置法28の2、67の5)

(※) 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金などで取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入	申告対象外			
② 3年一括償却	申告対象外			
③ 中小企業特例	申告対象が必要			
④ 個別減価償却	申告対象が必要			

8.固定資産税（償却資産）の課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在の償却資産の所有者

(2) 免税点

賦課期日現在、須崎市内に所有する償却資産の評価額の合計（課税標準額）が、150万円未満の場合、償却資産は課税されません。

(3) 無申告又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び須崎市税条例第75条の規定により過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(4) 償却資産の調査

固定資産税（償却資産）の申告書などをもとに、地方税法353条・408条に基づき、調査を実施します。この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、減価償却明細書又は固定資産台帳などを拝見させていただき、申告内容との照合や確認などを行うものです。事前にご連絡の上、直接、事業所を訪問させていただくか、郵送により関係書類の写しを提出していただくかの方法により実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

(5) 5年間分のさかのぼり課税について

提出いただいた申告書の内容審査や上記調査等により、申告内容を訂正する必要がある場合は、調査年度を含めて最大5年間分をさかのぼっての課税を見直すことがあります。

9.申告にあたっての注意点

- 前年度と資産の状態が変わらない場合でも、申告が必要です。
- 廃業・解散等の時もその旨記入の上、申告が必要です。
- 前年度において免税点未満（課税標準額が150万円未満）の場合や、本年度が免税点未満になると思われる場合でも、申告が必要です。
- 申告年の1月1日に取得した資産は申告年から記入が必要ですので、注意して下さい。
- リース資産の納税義務者は、原則としてその資産の所有者であるリース会社になり、リース会社に申告義務が生じますが、リース期間経過後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産は賃借人に申告義務が生じます。

3 固定資産税評価額等計算方法

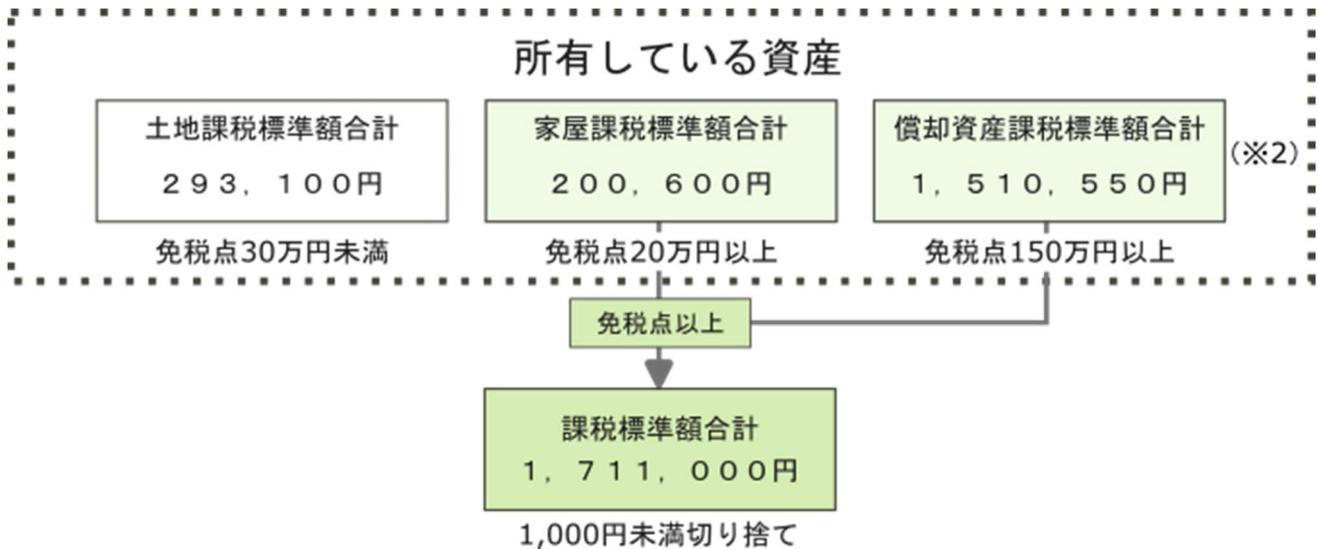
◆税 額

課税標準額合計 (※1)	×	税 率 (1.4%)	=	税 額
-----------------	---	---------------	---	-----

取得価額を基礎とし、耐用年数及び取得後の経過年数に、価格の減少（減価）を考慮して評価額を算出します。評価額の合計額の1,000円未満を切り捨てた金額が課税標準額となります。（土地、家屋も所有されている場合はそれぞれを算定して合計した後が課税標準額となります。）

(※1) 課税標準額合計の求め方

免税点以上の各課税標準額を合計し、1,000円未満を切り捨てたものが課税額を決定する際の課税標準額となります。



(※2) 償却資産の評価額・課税標準額の求め方

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価格及び対応年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価格} \times \left(1 - \frac{r}{2} \right)$ = 取得価格 × (A)	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ = 前年度評価額 × (B)

r：耐用年数に応ずる減価率

(A)：半年分の減価残存率で『減価残存率表』（p.8）の(A)欄の率

(B)：1年分の減価残存率で『減価残存率表』（p.8）の(B)欄の率

・1月1日取得の資産については、その前年の12月取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

※算出した評価額が取得額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

4 減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの Ⓐ	前年前取得のもの Ⓑ			前年中取得のもの Ⓐ	前年前取得のもの Ⓑ
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
26	0.085	0.957	0.915	51	0.044	0.978	0.956

平成21年度以降における耐用年数と償却資産申告書等の取扱いについて

1. 耐用年数省令の一部改正の影響について

【 耐用年数省令の一部改正 】

平成20年の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大幅に変更されました。特に、機械及び装置については390区分を55区分へ見直す全面改正が行われました。

【 固定資産税における耐用年数 】

固定資産税（償却資産）における耐用年数は、総務大臣の告示である『固定資産評価基準』で定められており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。このため、平成21年度以降の固定資産税（償却資産）においては、改正後の耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6を適用することになります。

【 固定資産税における適用年度 】

固定資産税（償却資産）においては、決算期等に関わりなく、既存分を含めて、平成21年度分の固定資産税から改正後の耐用年数が適用となります。

したがって、平成21年度の評価額は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。（取得当初に遡及して再計算するものではありません。）

【 申告の際の留意点 】

全資産申告（企業電算申告）を行っている場合、ご利用のシステムの計算方法が前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認する必要があります。

毎年の資産の増減分のみ申告されている場合、過去に申告いただいた資産について耐用年数省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区分できるよう、種類別明細書の適用欄にその旨の記載（例えば「省令改正による変更」等）をお願いします。

2. 地方税法施行規則の改正による償却資産申告書の様式改正について

平成20年の税制改正において、評価額と帳簿価格を比較していずれか高い方を決定価格とする比較方式が廃止され、平成20年度以降の固定資産税（償却資産）においては、評価額が決定価格となりました。これに伴い、地方税法施行規則で規定している償却資産申告書（第26号様式）等の各種様式も一部改正となりました。

関連サイト

◆eLTAX 地方税ポータルシステム

<http://www.eltax.lta.go.jp/>

電話によるお問い合わせ（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝休日・年末年始除く）

eLTAX ヘルプデスク 0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）